

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）でダム施設等の飛行を希望される方へ

①飛行禁止区域

- ・ 操作ミスなどで無人航空機が落下した際に、施設を損傷させたり、下に第三者がいれば大きな危害を及ぼす恐れがあります。

このため、以下の場所における無人航空機の離発着及び上空の飛行をお断りしています。

※ 無人航空機の飛行禁止範囲を図示する。

- ・ ダム堤体、周辺構造物（インクライン、取水棟など）、管理所、駐車場、管理用道路
- ・ 網場より下流の貯水池
- ・ 発電関連施設、送電線等

②注意事項

- ・ ダム周辺は気流の乱れが大きく、無人航空機が不安定になりやすい場所です。また、ダム周辺は山陰となり GPS 衛星の電波を十分に受信できない場合があります。
- ・ ダム管理用の通信設備からの電波が操作に影響を与えるおそれがあります。
- ・ ダム周辺の道路の飛行については、各道路管理者等に確認してください。
- ・ 無人航空機の飛行にあたっては、航空法等関連する法令を遵守して下さい。
- ・ 無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネットで公開する場合は、『『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱に係るガイドライン』（総務省）に従って、第三者のプライバシー等に注意しましょう。
- ・ ダムの安全管理上、当ダム管理所の職員等が声をかけさせていただくことがあります。

③事故が起こった場合

- ・ 当ダム施設の器物に損傷を与えた場合は、賠償を請求します。
- ・ 第三者に危害を与えた場合について、機構は一切の責任を負うことはできません。
- ・ 貯水池内に落下しても、当方は一切関知しません。